

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第1回）

日時：令和6年7月25日（木）午後1時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
GLP昭島プロジェクト【1回目】

【審議資料】

- 資料1 「GLP昭島プロジェクト」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

<出席者>

会長 柳委員
第二部会長 宮越委員
安立委員
羽染委員
水本委員
宗方委員
保高委員
渡邊委員

(8名)

長谷川政策調整担当部長
藤間アセスメント担当課長
石井アセスメント担当課長

「GLP昭島プロジェクト」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	438 件
事業段階関係市長からの意見	3 件
合 計	441 件

2 都民からの主な意見

(1) 環境全般

- ・この事業による市内全域の渋滞、交通事故、大気汚染、騒音、振動、景観、緑地の減少。このままでは昭島の町と市民の平穏な生活はどうなるのか。
- ・静かな住宅街の周りを、一日5,800台ものトラックが行き来するようになる。住民の健康・生活・環境に与える影響を軽減し、安心して住み続けることができるようにすることを求める。
- ・景観の悪化、自然環境の悪化、交通量の激増による緊急車両の通行への影響、何もかも不安要素しかない。事業者による説明会にも参加しているが、不安を払拭する説明はされていない。

(2) 大気汚染

- ・物流倉庫ができれば車両の往来増加によって更に地域の交通状況を悪化することとなるだろう。車両の排気ガスによって周辺地域の大気汚染も促進される。
- ・つつじが丘通りの大気汚染（NO₂濃度）の将来予測濃度は現況の2.3倍、他の地点でも、1.6～2.5倍となる。環境基準を下回るとしても住民の健康（特に喘息患者等）への影響はないのか。心配である。
- ・調査地点の不備として交差点、アンダーパスの出口等の「高濃度の汚染が出現すると予想される地点」（都の技術指針）の調査がなされていない。
- ・工事施行中および完了後に実施する措置内容について、ドライバーの制限速度遵守、アイドリングストップ等について、“周知徹底する”、“依頼する”、“要請する”等と書かれているが、実効性が担保されておらず、措置として不十分である。
- ・大気汚染における気象に関する調査で青梅地域気象観測所及び所沢地域気象観測所

の結果を採用しなかったのはなぜか。気象の既存資料調査について、周辺の観測施設の所在等、丁寧に調べたうえで評価書案を作成すること。

(3) 騒音・振動

- ・騒音について多数の調査地点で「環境基準を上回る」としているが、「保全対策」として「車両の効率的運行」「アイドリングストップ」等で効果はあるのか。他人事のようであり、検討が必要である。
- ・通園、通学時間帯について、騒音・振動が現況に比べてどの程度増大するのか、評価書案ではわからなかった。児童、生徒の精神衛生に関わる重要な指標なので、調査及び予測評価を求める。
- ・データセンターでは数多くの空調機が 365 日 24 時間稼働し、その室外機の音が騒音になるのが心配。
- ・データセンターの問題は低周波に限らず、稼働に伴う騒音振動も大きな問題である。工事期間中も含めて、データセンターからの騒音振動データは予測しているのか。
- ・建設機械の稼働による騒音振動の予測は、建設機械の稼働ピーク時だけでなく、北側住宅地及び中央福祉施設に最も建設機械が集中する時期についても行うよう求める。

(4) 大気汚染、騒音・振動 共通

- ・新しく走行ルートに加えられた「堀向通り」（市道 23 号線）の調査資料がない。この新しいルートでの「交通量調査・大気汚染・騒音・振動」の調査が必要である。
- ・交通量調査期日は「平日、休日それぞれ複数日設定すること」（「市の意見書」）や「調査頻度設定する」（都の技術指針）に対応していない。

(5) 土壌汚染

- ・戦時中、整備工場・飛行機滑走路であった事業地の土壌汚染調査が全くの手付かずである。ボーリングやサンプル調査をすべき。
- ・昭島のブランドである地下水の汚染は本当はないのか。
- ・土壌汚染の処理には、封じ込め、掘削除去、現位置浄化などの手法があるが、それぞれの方法で周辺住民に対するリスクなどが異なる。現時点で考えうる処理方法について、方法と概要について説明を求める。

- ・土壌改良剤の使用によって土壌や地下水の汚染が懸念される。種類と使用量を明確にすることを求める。

(6) 地盤

- ・「新設する各計画建築物の根切底の設計レベルは、現地調査より得た最も浅い地下水位よりも高い標高に位置することから、各計画建築物が地下水の水位に直接的な影響を及ぼす可能性は小さいと考えられる」としているが、可能性が小さいとする根拠が不明である。
- ・ボーリング調査が調査計画書では、地下水位調査と同じ場所で行うとしていたが、異なる場所7ヵ所に変更になったのはなぜか。

(7) 水循環

- ・確率降水量を用いた貯留能力の試算を行い、評価書に記載するよう求める。また確率降水量は、再現期間を十分にとり、近年の気象の激烈さを見越した計画とするよう求める。
- ・地下水の流動を阻害する可能性は小さいとしているが、地表面が大幅に被覆されてしまうことによる地下水流動や、地下貯留槽からの雨水浸透との関連性に触れるべきである。

(8) 地盤、水循環 共通

- ・データセンターは大量の水を使うと聞いている。昭島市の地下水は大丈夫なのか。大量の水を使うことで地盤沈下等考えられる。
- ・構造物・舗装部等は流出係数1とすべきではないか、仮に0.9にするならそれなりの対策が必要ではないか。
- ・地盤、水循環についての継続観測を怠りなく継続するよう求める。

(9) 生物・生態系

- ・玉川上水では、カワセミが現認されており、代官山緑地にはフクロウが確認されたことがあるが、調査で発見されていない。調査が不十分である。
- ・玉川上水にホタルが飛び交うさまを鑑賞するのを、毎年近隣の住民は楽しみにしているが、データセンターからの光害等でいなくなってしまうのではないか。カルガモ、シラサギ等もいなくなることが予想される。

- ・オオタカの繁殖地の森は、今もとても貴重な場所であり、我々自然を愛する者としては、何としても守りたい場所である。今回の事業ではオオタカの営巣地となる樹林が担保されても、餌場が壊滅するため、事業後このペアの存続は難しい。
- ・生物の相互関係では、ニホンアナグマが掲載されていない。高次の消費者として記載されるべきではないか。
- ・代官山緑地、ゴルフ場の緑地部分に生息する生物に関して、工事終了後に生物が戻って来ると考えるのは安易な考え方ではないか。
- ・代官山と玉川上水の緑のネットワークや貴重な生態系が新設道路によって分断される。アンダーパスで希少種や野生動物が移動できるのか。地下に道路が通せないならば道路は作らないよう求める。
- ・玉川上水に生息する水生生物の予測が行われていない。玉川上水への立ち入り調査を実施し、水生生物の詳細な調査、予測評価を行うべきである。
- ・現存する生態系への影響を低くするために、玉川上水、上水公園へ日影がかからないように建物高さを調整するよう求める。
- ・ゴルフ場の樹木の伐採数を明らかにするよう求める。また、8割以上の樹木の保全を求める。9割近くが伐採される可能性があり、昭島の緑被率の9.1%が減少する。

(10) 日影

- ・建物が立つと、一日中日影で光が入って来ない。今までは緑豊かな場所だったが、暗くて今後は住み続けられない。
- ・冬場寒い時、10時頃まで日が当たらないのは健康面からも心配である。法律に適合させるだけでなく住民の健康にも配慮し、倉庫やデータセンターの高さを低くしてほしい。
- ・評価の指標を満足するものと考えたとあるが、今回の場合計画地北側の建物への影響以上に、玉川上水の両岸の樹木や植物への影響が多大にあると考える。
- ・「平均地盤面+4m」ではなく、日影の影響する用途地域の規定である「平均地盤面+1.5m」とすべきである。

(11) 電波障害

- ・現在でもTVや携帯の電波が大変弱い。これ以上弱くなると災害や有事の際に、支障をきたす心配が懸念される。

- ・事業者の社会的な責任として、関係自治体の広報に添付するなどの広報活動を検討・実施することを求める。また、その広報の内容として、相談後の対応方針、対応のための時期、解消方法、費用負担など必要な情報を提供することを求める。

(12) 風環境

- ・風環境が、建物の周りだけの予測で、あまりに狭い範囲に限られている。美堀町や玉川上水に対する日影や風通しへの悪影響が十分に予測できない。予測範囲を広げるべきである。
- ・建設前の風環境から変化はなかったとしているが、個別の調査地点を見比べると、大幅に増加もしくは減少している地点があり、周辺住民は不安を感じている。
- ・大気汚染と風環境では別の気象観測所のデータを用いるべき理由があるのか。
- ・計画建物は工事後にも著しい変化を生じさせないと結論づけているが、現在強風の影響が強く、納得のいく評価でない。また、結論の中で樹木による風の低減効果が予測されているが、十分な効果が得られるのか。
- ・建物が立ち並んだ時、風の通り具合が悪くなる。昨今の夏で風通しが悪いと体調を崩す方が大勢いるかと思う。
- ・データセンターは同一方向に平行に並んでおり、物流棟やデータセンターにぶつかった風が吹き降ろすような突風の発生はないのか。

(13) 景観

- ・「玉川上水景観基本軸」における景観形成基準の「玉川上水や緑道の樹木と隣接する敷地では、玉川上水や緑道に面する建築物の高さが、玉川上水や緑道の樹木の最高高さを超えないよう工夫する」という文言が、「人の目線から樹木の頂上を見上げた時にその角度で建築物が突出しない」という解釈で独り歩きしているように感じる。景観基本軸の文言そのものや、景観基本軸について説明した模式図からは、そのような解釈ができるとは思えない。
- ・つつじが丘ハイツ上階の調査地点が設定されていない。説明会で「不特定多数が利用する公共性のある場所」を選定した旨の説明があったが、都の技術指針には、「事業計画地の周辺住民が慣れ親しんだ身近な景観が望める場所」との記載もあり、調査地点になり得る。
- ・魚眼レンズの天空写真を圧迫感の指標としているが、生活の中では歩く目線で圧迫感を感じる。現実に沿った圧迫感がわかるように、他の指標で示すことを求める。

- ・計画地周辺から見て、圧迫感はないという評価になった根拠や事例を示すことを求める。
- ・物流 1 の建物をもっと北側に移動して圧迫感を軽減し、景観に配慮した緑地帯を増やすことを求める。
- ・周辺のスカイラインから突出しないとの主張は事実誤認である。また、新築建築物の用途を鑑みると、周辺の田園景観からの逸脱は明らかであり、改善が必要である。
- ・計画地北側から南西方向を眺望したときに見える山並みの変化が記載されていない。計画地北側の西武立川駅では、改札口に至る通路の窓から富士山が眺望できる。多くの人に親しまれた昭島市を代表する眺望地点である。

(14) 史跡・文化財

- ・埋蔵文化財の存在が工事の施行中に計画地内で確認される可能性があるとして工事開始前に関係者に周知を促すことを求める。
- ・「武藤順九彫刻園」やフォレスト・イン昭和館にある「昭和の森車屋」が、「同等程度の価値を有する文化財」と言える。文化財に相当するかの検証を行うことを求める。
- ・ゴルフ場の緑地が巨大なコンクリートの建物群になることで玉川上水の緑地は孤立し、動物の移動を遮断し、現況の植物相が大きく変わってしまうのは明らかである。

(15) 自然との触れ合い活動の場

- ・生物・多様性保全を優先した上での触れ合い活動であるべき。むやみやたらに開放することでの影響をどう考えているのか。
- ・ゴルフ場を自然との触れ合い活動の場として対象にしなかった理由等を記載すべきである。
- ・代官山緑地は昭和館を通過して散策するルートであり、昭和館からの連続性によって文化・自然との触れ合いの場が担保されている。それを「地域貢献棟」という味気ない建物ができることにより、環境に及ぼす影響はあると考える。
- ・遊歩道を玉川上水沿いに新たに新設されるものとしては評価できるが、市立上水公園につながるため、歩道だけにするなど、自然との触れ合いにふさわしい環境整備をするべきである。

(16) 廃棄物

- ・大量の廃棄物が物流センターより排出される見込みだが、受け入れ側の昭島市廃棄物処理施設がどの程度消耗の加速等が進み、機材、建物の寿命等に影響するのか。
- ・廃棄物についてはその分類が非常に複雑なので、どのような行為から、どんな廃棄物が発生し、どのように処理されるのか、分かりやすい説明を求める。
- ・伐採樹木の再資源化が99%と示されているが、具体的にどのような再資源化を図るのか明確にされたい。
- ・伐採樹木(木くず)が8,407トンの根拠となる、樹木の予定伐採数を明らかにすべきである。この点を明らかにしないことは、極めて不誠実である。

(17) 温室効果ガス

- ・使用電力に比べ、太陽光パネル発電は能力があまりにも小さいのでは。水素ガス発電等を検討すべきではないか。
- ・温暖化が原因で、世界中で毎年大きな災害が発生している。木を切り倒しCO₂をたれ流すことは許されない。時代に逆行する開発計画は中止するよう求める。
- ・データセンターの空冷に使われる電力は膨大である。その電力量を発電・変電するにあたってのCO₂排出量も予測・評価し、排出権取引の対象とすべきである。
- ・具体的に温室効果ガスの排出量がどのくらい変わるのかなど、数値で示されないと納得できない。
- ・物流車両をバウンダリー外とする根拠は何か。

(18) その他（関係地域）

- ・工事用車両および工事完了後の物流車両および関連車両の走行により、大気汚染、騒音・振動等の影響を受けることが必至である昭島市昭和町、朝日町等が関係地域に記載されておらず、評価書案の内容と矛盾する。加えて、車両通行量の増加により環境影響が及ぶと考える近隣の迂回ルート周辺エリアについても関係地域に含めるよう求める。

(19) その他（事業計画関連）

- ・ゴルフ場は上位計画の都市計画マスタープランで「水と緑を守り育てるゾーン」とされている。上位計画を尊重し緑地や生態系、住民生活の保全に配慮した計画にするよう求める。

- ・昭島の環境を考えると、とても物流施設の適正地とは思えない。
- ・万一火災が発生した場合どのような被害を想定しているのか。建物ごとに発生する可能性を想定し対策をしておく必要がある。
- ・樹木の伐採数と移植数が明確に示されていない。具体的に示すことを求める。
- ・昭和の森ゴルフコースは、広域避難場所になっているが、GLP が使用することになっても変更はないのか。

(20) その他（交通関連）

- ・小中学生の通学路に大型トラックが走行することで交通事故が懸念されるが、必要に応じて交通整理要員を配置するという説明に留まっており、子供たちの安全対策が不十分である。もっと踏み込んだ内容でしっかりと安全対策を講じてほしい。
- ・渋滞長が発生しやすい交差点での動的シミュレーションをするべき。
- ・「流山・相模原」の施設の実績に基づいて交通量を計画しているが、昭島市の立地や道路状況を完全に無視している。相違点を検討し計画を縮小することを求める。
- ・自社社員、出入りする運送会社以外のドライバーへの周知は、どのように取り組むのか。計画地の周辺は小学生等の通学路が多くガードレールもなく危険。子ども達の安全を守るような対策を、考案して提案して欲しい。

(21) その他（環境関連項目）

- ・データセンターの排熱によって南北の風の温度がどう変わるかわからない。外部熱気流解析などの調査を求める。
- ・電磁波による健康被害、枯木現象、遺伝子損傷などの話を見聞きしている。これが否定されるのであれば、教えて欲しい。
- ・現在、懸念されている PFAS による地下水汚染への影響も、予測すべきであるが、評価書案では一切地下水汚染への配慮や評価がないのはなぜか。

3 関係市長からの意見

【昭島市長】

(1) 基本的事項

- ① 昭島市は、「人間尊重」と「環境との共生」をまちづくりの普遍の理念として掲げ、安全安心かつ利便性の高い都市基盤と深層地下水 100%の水道水を可能とする水と緑の自然環境とが調和した住宅都市として、恵まれた地域特性を活かしたまちづくりを進めてきた。事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守

するほか、「昭島市総合基本計画」、「昭島市都市計画マスタープラン」及び「昭島市環境基本計画」等、市が進めてきたまちづくりや地域特性について十分勘案するとともに、引き続き、市と協議し、協力されたい。

- ② 計画地の近隣には、小中学校、こども園、老人福祉施設だけではなく、住宅も多く、子どもをはじめ計画地付近の通行者も非常に多いため、安全に十分配慮した対応をされたい。特に、工事中及び工事完了後における工事用車両、関連車両の走行経路と出入口の安全対策、渋滞防止対策の詳細については、交通管理者及び道路管理者等の関係機関と引き続き十分に協議されたい。
- ③ 資料編を含む環境影響評価書案内に内容の不整合等、誤りが散見される。環境影響評価書を作成する際は、誤りを是正するとともに調査方法、評価基準等について、内容や表現を更に工夫し、本計画が周辺の生活環境にどのような影響を与え、どのように配慮するのかを理解しやすいように示されたい。

(2) 大気汚染

- ① 工事中及び工事完了後において、工事用車両、関連車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を徹底されたい。また、路上待機禁止、アイドリングストップ等環境保全措置を徹底されたい。
- ② 低NO_x型機器の採用を予測に反映するのであれば、入居企業が低NO_x型機器を確実に採用するよう対応を図られたい。
- ③ 大気汚染に関して発生源ごとに予測評価されているが、予測時期が重複する発生源については、相互の影響にも鑑み評価を検討されたい。

(3) 騒音・振動

- ① 周辺環境への影響が最小限となるよう、工事内容（工事時間、建設機械稼働時間、同時稼働台数等）に十分配慮されたい。
- ② 工事用車両、関連車両の走行に伴う道路交通騒音について、一部の地点で環境基準を上回っていることから、車両の走行経路の分散など環境保全措置を徹底し、騒音の更なる低減に努められたい。
- ③ 計画地には規制基準値-5 db となる学校等から 50m 内の区域が存在することから、その区域をよりわかりやすく明記し、学校等から 50m 内の区域において指標を満足しているか明らかにされたい。
- ④ 工事中の騒音の最大値出現地点は代官山の樹林地や低層住宅地に近く、周辺環境への影響が大きい場所であることから、手厚い環境保全措置が必要である。また、環境確保条例の振動の規制は、建設工事等には適用しないとあるが、長期に渡る工事であり、手厚い環境保全措置が必要である。いずれも「基準を満足する」場合においても、更なる環境保全措置を具体的に検討されたい。
- ⑤ 工事中には、「可能な限り、低騒音型の建設機械を使用する」、「計画地敷地境界付近に仮囲い（万能鋼板、高さ3m）を設置する」などとし、工事完了後には、「入居企業に対して、環境保全のための措置に努めるよう依頼していく」、

「物流車両及び従業員の通勤車両の走行にあたっては、規制速度を遵守する」としているが、周辺環境への影響を最小限とするため、これら環境保全措置を徹底されたい。

- ⑥ 工事中において、日曜日・祝日や早朝・夜間を避けた時間帯で工事を行う、また、工事完了後において、関連車両の出入庫の時間をできるだけ日曜日・祝日や早朝・夜間を避けた時間帯とするなど、環境配慮の視点を更に充実されたい。

(4) 土壌汚染

- ① 工事による掘削や搬出先への移動に伴う土壌については、飛散防止対策を徹底し、周辺環境の保全に努められたい。

(5) 地盤、水循環 共通

- ① 市の水道水は、深層地下水を水源としていることから、調査地点の増や、より深い地点での調査等、深層地下水にどのような影響があるのか、事後調査において更なる詳細な調査を検討されたい。

(6) 生物・生態系

- ① 施工計画の検討にあたっては、専門家の意見を聴取し、できる限り生物に配慮した工事实施により生態系の保全を図られたい。
- ② 既存樹木を最大限活用するとともに、新たな植樹・更新も踏まえた植栽計画とし、壁面緑化や屋上緑化にも積極的に取り組みながら、安定した緑量及び植生を維持されたい。
- ③ 公園及び残存緑地は、「豊かで厚みのあるエコロジカル・ネットワークとしても機能する」とのことだが、今後、大きく生態系が変化しないことを前提としたエコロジカル・ネットワーク形成に努められたい。
- ④ 日影の変化による生物・生体系及び玉川上水沿いの樹木（特に桜の木など陽樹）への影響についても評価されたい。（「日影」共通）

(7) 日影

- ① 日影の影響を及ぼす範囲に低層住宅があることから、具体的な建築物の設計にあたっては、影響が少なくなるよう更に配慮されたい。
- ② 日影の変化による生物・生体系及び玉川上水沿いの樹木（特に桜の木など陽樹）への影響についても評価されたい。（「生物・生態系」共通）

(8) 景観

- ① 計画地周辺は集合住宅や戸建て住宅が多く隣接している。また、計画地北側には玉川上水が流れている。「玉川上水景観基本軸」における景観形成基準等に適合することはもちろんのこと、周辺環境との調和を図るよう最大限配慮されたい。

- ② 新たな建築物の建設により、北側や南側の既成市街地からの近景に大きく影響を与えることから、敷地境界の厚みある緑配置のほか、建物の壁面緑化などの影響低減策を検討されたい。また、建物デザインの工夫など、設計にあたっては、圧迫感の更なる軽減を検討されたい。

(9) 自然との触れ合い活動の場

- ① 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度について、「安全施設がほぼ整っている主要幹線に関連車両ルートとして計画しているため、利用経路を妨げることはない」としているが、安全運転の徹底はもちろんのこと、片側歩道など周辺道路における危険箇所を十分認識し、必要な対策を検討されたい。
- ② 計画地内に整備する開かれた緑地環境について、「上水公園や代官山緑地とつながりを持たせていく」とあるが、上水公園は市管理の公園であり、緑道の接続にあたっては、上水公園の現環境を崩すことが無いよう市と十分協議されたい。
- ③ 図8.12-4では、代官山外周を含め、全体的に散策路が複数配置されているが、生物・生態系の項目では、猛禽類や植生に配慮した立ち入り制限をする考えが述べられている。はじめから立ち入りを促す場と立ち入りを控える場を明確にゾーン区分されたい。

(10) 廃棄物

- ① 伐採した樹木は、最大限再資源化するとともに、その利用方法を具体的に明記されたい。

(11) 温室効果ガス

- ① 昭島市域の温室効果ガス排出量の削減目標は、2030年カーボンハーフ、2050年カーボンニュートラルである。目標達成のため、本開発においても一層の温室効果ガス排出量削減に努められたい。
- ② 本開発では、今までゴルフ場であった場所が改変され、物流施設及びデータセンターが建築される。調査計画書に対する意見として、建築物のZEB化を求めたが、示された評価結果は、物流施設のみZEB Readyであり、データセンターから排出される温室効果ガスも大量であるため、物流施設及びデータセンターで受電する電気は、積極的に再生可能エネルギー100%由来の電気を調達されたい。
- ③ 温室効果ガスは、関連車両からも排出される。本開発に伴う温室効果ガス排出量への影響は、施設建設だけではなく、想定される交通量の増加による影響についても予測評価を検討されたい。

(12) その他（全般）

- ① 事業期間が長期に渡るため、周辺住民への影響も配慮し、適宜、住民、市及び関係機関に十分説明する等、理解と協力が得られるよう最大限努力するとともに工事中及び工事完了後において、相談窓口を明確にし、住民等からの問合せ、苦情等に対して真摯に対応されたい。
- ② これまでの説明会等で説明されていない事項（池や横断デッキ等）については、環境影響評価書を作成する際にその詳細を明らかにされたい。
- ③ 周辺環境への影響を最小限とするため、排出ガス対策型・低騒音型建設機械の使用や防音パネルの設置等環境保全措置を徹底されたい。
- ④ 本事業に伴う交通量の増大、既存道路への影響、計画している新設道路等に関する交通対策について
 - ア 調査計画書から変更することなく「発生交通量は約 5,800 台/日（大型車約 1,100 台/日、普通車約 4,700 台/日）、発生集中交通量は約 11,600 台/日（大型車約 2,200 台/日、普通車約 9,400 台/日）」としているが、周辺環境への影響が最小限となるよう、工所用車両、関連車両の削減に最大限努力されたい。
 - イ 渋滞対策等について、交通管理者及び道路管理者等の関係機関との協議を引き続き十分に実施するとともに、施設運用後には、周辺住民、事業者、行政の三者で協議する場を設けられたい。
 - ウ 計画地周辺は、現在も渋滞が発生している場所であり、工事中及び工事完了後における工所用車両、関連車両の増加に伴い、周辺の生活道路や通学路へ迂回する一般車両が増えることが懸念されるため、関係機関と十分に協議し、子どもをはじめ歩行者の安全に十分配慮した対応をされたい。
 - エ 工事の実施に際しては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に則り、工所用車両の走行ルートの特検を十分に行うとともに、必要な場合は維持修繕を工事計画に組み込まれたい。
- ⑤ 太陽光パネルの反射に配慮した設計とするなど、周辺環境に十分配慮されたい。
- ⑥ 施設運用後における関連車両の光害についても対策を図られたい。
- ⑦ 各地で倉庫火災が発生していることもあり、十分注意するとともに、火災発生を想定し、関係機関と連携を密にされたい。
- ⑧ その他の事項
 - ア 表 1.2-3「車種区分の整理」で、「大型車・普通車は交通計画検討上の区分であり、アセス予測上は大型車・小型車と区分している」とあるため、表 1.2-2「発生（集中）交通量」においては、「大型車・普通車」だけではなく、「大型車・小型車」の区分での交通量も記載されたい。
 - イ 新設道路の標準断面図は、最新の計画図とされたい。
 - ウ 表 6.3-1 (5) の本事業で配慮した事項について、東京都資源循環・廃棄物処理計画の欄に「工事の完了後」とあるが、工事中に配慮すべき内容も記載さ

りたい。

エ 表 6.3-1 (10) の本事業で配慮した事項について、昭島市都市計画マスタープランの欄に「新設道路を整備することにより～周辺道路における交通渋滞の緩和を図る」とあるが、物流事業による交通量の増加を踏まえた内容を記載されたい。

【立川市長】

1 総論

環境影響評価書案の自動車道線計画では、関連車両の主要な入庫ルート・出庫ルートとして、五日市街道、宮沢中央通り、松中通り等を想定しているが、3路線ともに、現状でも恒常的に渋滞が発生している道路である。特に、宮沢中央通りは、関連車両の増加により、大型車両の交通量が現在の約 2.5 倍になるなど、本市として、交通安全上の課題や生活環境へ与える影響について、重大な懸念を抱くところである。

また、調査計画書の意見でも述べた通り、宮沢中央通りは街区幹線道路（市民の日常の生活に密着した生活圏に関係する道路）であり、立川市立西砂小学校に近接した通学路として横断・通行する児童が多く、数年前には児童が自動車と接触し重症となる事故等が複数発生していること、さらに、通勤・通学時間帯の自転車通行も多く、自転車が絡む自動車や歩行者との接触危険性が高いことから、再度、首都圏広域をカバーする物流拠点の関連車両の主要な入庫ルート・出庫ルートに想定すべきではないと言わざるを得ない。

関連車両の走行ルートについて、計画地周辺の道路及び土地利用の現状を把握したうえで、周辺地域の交通安全の確保や交通渋滞の発生抑制の観点から、都道や都市計画道路などの高規格道路を主要な入庫ルート・出庫ルートに設定することを、再度求めるものである。

工事用車両及び関連車両の走行ルートには、西砂小学校と松中小学校の通学路が含まれており、交通量の増加に伴い、登下校時の安全確保について懸念がある。特に、西砂小学校は市内で最も多い児童が通っており、以前から車両が児童に接触する事故が度々発生してしまう状況となっている。事業者においては、このことを踏まえた上で、登下校時の通行台数の制限、通学路上の危険箇所への誘導員の配置、運転者への安全教育等、万全の対策を実施すべきと考える。しかしながら、評価書案で示された内容は次のとおり十分と認められないところがあるため、安全対策の追加を検討し、評価書に明記されたい。

【工事中の交通対策について】

- ・調査計画書では必要に応じて工事用車両ルートに誘導員を配置することが明記されていたが、評価書案ではその内容が削除されている。
- ・計画地周辺の小・中学校の登下校時間帯を考慮し、適宜、工事用車両の出入りの調整に努めるとしているが、予測条件として示された工事中交通量においては、登下校時間帯に通学路を通行する車両の台数を調整していることの確認ができない。

- ・児童の交通事故発生を防ぐためには、特に低学年児童の行動特性を理解する必要があるが、運転者への安全教育において、そのような内容が示されていない。

【供用後の交通対策について】

- ・計画地周辺の小・中学校の登校時間帯を考慮し、安全対策の実施に努めるとしている一方、下校時間帯については考慮することが示されていない。
- ・登下校時間帯に誘導員を配置するなど、通学路上の危険箇所における具体的な安全対策が示されていない。
- ・物流車両及び通勤車両の運転者に対して安全教育を実施することが示されていない。

さらに、計画地周辺の地域住民からは、本事業に関して多くの不安や懸念の声を頂いていることから、地域住民に対し、計画や工事に関することに加え、住民の安全や安心を確保するための具体的な対応策についても、十分な説明と情報提供を行い、意見・要望等には、真摯な対応を求めるものである。

2 各論

- (1) 宮沢中央通りと松中通りは、既に環境基準を上回っており、本事業による関連車両の増加が生活環境に与える影響を懸念するところである。このため、現況を上回る騒音とならないよう、関連車両の総交通量を抑制するとともに、当該路線の交通量を分散させるなど、騒音の低減に努められたい。

評価書案では、既に環境基準を上回っている地点が複数あるが、上乘せされる数値を見ると、宮沢中央通りが上位三位に含まれていることから、本事業における主要路線になっていると言わざるを得ない。

調査計画書に対する意見で既に述べたとおり、市民の日常生活に密着した生活圏に関係する街区幹線道路であること等、関連車両の増加による周辺環境への影響は避けがたいことから、関連車両の発生（集中）交通量の抑制や、走行ルートの分散化など、通行車両の低減等の適切な環境保全措置を実施すべきである。

- (2) 交通渋滞に伴う生活環境に関する調査・評価等を実施し、適切な環境保全措置に努められたい。

幹線道路の渋滞により、周辺の生活道路への車両の進入が危惧される場所であり、地域住民の生活環境への影響を抑制すべきである。

- (3) 騒音・振動の「環境に及ぼす影響の評価の結論」では、「すべての予測地点で昼夜とも要請限度は満足しているが、環境基準を上回る予測地点があることから、工事の完了後においては、入居企業に対し、物流車両及び従業員の通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理、車両のアイドリングストップの周知徹底に努める等の働きかけを行うことにより、影響の低減に努める。なお、環境基準を上回る予測地点については、沿道周辺に

存在する教育施設、福祉関連施設・子育て支援施設等に十分配慮し、これらの働きかけを確実に実施することにより、影響の低減を図る」としている。

影響の低減を図る重要な内容であることから、「計画的かつ効率的な運行管理…に努める等の働きかけを行う」ことについて、具体的な取組内容を評価書の中に示されたい。

- (4) 「本事業の工事の完了後の発生（集中）交通量は、事業者がこれまで開発してきた既存施設の実績に基づく推計交通量」と述べられていることから、「これまで開発してきた既存施設の実績」を示したうえで、説明されたい。

- (5) 景観については、玉川上水北側からの眺望をより意識して圧迫感を軽減した良好な景観の形成に努められたい。

令和4年度審議会第二部会（第5回）では、審議会委員より「玉川上水の緑地に面して長大な建物がどんと並んで、景観を悪くするということがないように、形状、色彩といったデザインに関することも、極力御検討いただいた上で、示していただければ」との意見があったところである。

本事業地は、国の史跡に指定されている玉川上水に隣接しており、本市の景観計画においても非常に重要なエリアであることから、玉川上水地区として明記した「景観形成・誘導の方針や景観形成基準」を参考として、良好な景観を形成すべきである。

なお、評価書案では、計画建築物は35～55mといった長大な建築物となっており、特に、西武立川駅からの眺望については、既存樹木・建物が少ない箇所があるため、スカイラインから大きく突出した施設となり、既存の市街地景観と調和した眺望景観とは言い難いことから、具体的な取組内容を示した上で実施すべきである。

また、説明会では、個別に住民協議している中で説明するといった趣旨の回答があったが、環境影響評価の項目は、評価書の中で示し、広く住民に周知すべきである。

- (6) 温室効果ガスについては、施設稼働後の空調室外機からの温風によるヒートアイランド現象への影響が懸念されることから、ヒートアイランド現象防止に努められたい。

調査計画書で記載のあった関連車両の走行について、評価書案では「今後入居企業と事業者連携して対策を練っていくことから予測評価の対象としない」としているが、関連車両の排気ガスは温室効果ガスの環境影響要因となり得ることから、事前にその影響を予測し、温室効果ガスの発生抑制のための具体的な取組内容を示した上で実施すべきである。

【武蔵村山市長】

1 大気汚染

工事期間中は、排出ガス規制に適合した工事車両等を可能な限り使用するとともにアイドリングストップの励行等の周知徹底に努めていただきたい。

2 電波障害

工事完了後の建築物による電波障害を可能な限り回避または低減するよう努めていただきたい。

3 廃棄物

工事を実施するにあたり、建設発生土及び建築廃棄物が発生することが考えられるが、できるだけ、建築廃棄物の再利用及び再資源化を推進し、廃棄物等の減量に努めていただきたい。また、再利用及び再資源化できない廃棄物等については、関係法令等の規定に基づき、適正に処理していただきたい。

4 温室効果ガス

施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量等の削減に努めていただきたい。